

# 保険・年金 フォーカス

## 英国の保険法について 判例法の国での保険法制定動向

保険研究部 上席研究員 小林 雅史  
(03)3512-1776 masashik@nli-research.co.jp

### 1—はじめに

日本においては、商法の一部であった保険契約法が約 100 年ぶりに改定され、商法から独立した「保険法」として 2010 年 4 月に施行された。

新しい保険法においては、それまでの生命保険、損害保険に関する規定に加え、現在広く普及している傷害疾病保険に関する規定が新設されるとともに、農協などで販売されている共済契約も保険法の対象とすることを明記した。

保険契約者、被保険者および保険金受取人の保護のため、自発的申告義務とされてきた告知義務を質問応答義務に変更したり、保険金の支払時期に関する規定を新設したりするなどの規定も整備され、こうした規定は片面的強行規定(保険法の規定よりも保険契約者等に不利な約款の規定は無効となる)とされた。

さらに、保険制度の健全な運営を維持するために、保険金取得目的で、故意に保険事故を起こすなどの重大事由が発生した場合には、保険会社は保険契約を解除することができる旨の規定も新設された。

一方、英米は判例法の国であり、保険契約上の法律関係は主として約款のほか判例法などによって判断されてきたが、近年、特に英国において判例法などを実定法化する動きがあり、個人に対する消費者保険契約法が制定され、法人に対する企業保険契約法の立法も進みつつある。

### 2—英国の状況

#### 1 | 1906 年海上保険法

英国においては、従来、1906 年海上保険法 (Marine Insurance Act 1906) を除き、成文の保険契約法はなく、慣習法・判例法による対応が行われてきた。

1906年海上保険法は、海上保険契約について、18世紀以来確立された慣習・判例に基づき集大成されたもので、船舶の船主などと保険会社という、いわばプロ対プロの関係を規定した法律であり、また、海上保険という保険特性から、保険契約者にとって厳しい内容が規定されている。

第一に、第17条(最大善意)においては、海上保険契約は最大善意(utmost good faith)に基づく契約(少額の保険料で高額な保険給付を得る可能性があることから、保険犯罪防止などのため、当事者には信義誠実が求められるとする考え方)であり、当事者の一方がこれを遵守しない場合には、相手方は契約を解除することができる旨規定している。具体的には、積極的な最大善意の原則違反は、重大な不実告知とされ、消極的な最大善意の原則違反は、重要な事実の不告知とされる。

第二に、第18条(被保険者による告知)においては、被保険者は保険契約の締結前に自らが知っている重要事項の全てを自発的に告知することを要し、違反した場合には、保険会社は保険契約を解除できる旨規定している。日本の保険法制定前の規定と同様、告知義務は自発的申告義務となっており、また、日本の保険法に定められている除斥期間の規定[告知義務違反があった場合でも、契約締結後5年(生命保険契約の約款などでは2年)経過したとき、解除の原因を知った時から1か月経過したときには解除できないとする規定]は存在しない。

第三に、第33条(ワランティ)においては、被保険者が特定の事項についてワランティ(warranty、一定の事実の存在または不存在の確約)を行った場合、それを履行しなかったときは、危険に対して重要であるか否かにかかわらず、保険会社は保険契約を解除することができる旨規定している。告知義務違反の場合と異なり、危険に対する重要事実であることは必要とされず、また、実際に発生した保険事故とその確約との間の因果関係も必要ないという、保険契約者側に極めて厳しい内容となっている(ワランティに関する規定は、英国保険法独特の規定で、日本にはこうした規定は存在しない)。

実務上は、保険契約申込書にたとえば「回答した内容はすべて正確である」旨の文言を設ける[契約の基礎条項(Basis of the contract clauses)とする]ことなどにより、「告知項目のワランティへの変換」(後述の消費者保険契約法での表現)が行われていた。

こうした海上保険についての法規制は、個人保険においても一般的に判例法において認められてきており、最大善意の義務の内容は、保険会社からの質問の有無およびその内容にかかわらず、保険契約者側が自発的に開示しなければならない義務であるとされ、海上保険などのプロ対プロの関係では一定の合理性が認められるものの、特に消費者が保険契約者となる場合には、履行するのが極めて困難な水準の義務となるという指摘があった。

こうした指摘などから、消費者保護の観点から、英国保険協会が1986年に制定した自主規制ルールや、監督官庁の規則により、「保険契約者からの告知を合理的に期待できない場合の危険に関する重要事項についての不告知」や、「過失がない場合の危険に関する重要事項についての不実告知」、「保険金支払事由との間に因果関係が存在しないワランティ違反・契約条項違反」については、保険会社側は、保険金支払請求を拒絶することはできないなどのルールが別途定められ、判例法は一部保険契約者有利の方向で緩和されてきたが、ルールの集大成としての実定法化の機運が高まった。

## 2 | 2012年消費者保険契約(告知)法の制定

このような状況を踏まえ、2006年1月以来、イングランド・ウェールズ法律委員会とスコットラン

ド法律委員会 [1965 年法律委員会法(Law Commission Act 1965) により設立された法律改正のための政府の常設機関] により、実定法としての個人保険契約法および企業保険契約法の制定・現代化の検討が進められた。

その第一弾として、2011 年 5 月 16 日、消費者保険契約（告知）法案が英国議会に上程され、上院では 2012 年 1 月 17 日に可決、同日下院での審議が開始され、2012 年 3 月 6 日に可決、2012 年 3 月 8 日に女王の裁可を得て、2012 年消費者保険契約（告知）法 [Consumer Insurance(Disclosure and Representations)Act 2012] として成立した。

2012 年消費者保険契約（告知）法の特徴としては、つぎの 3 点が挙げられる。

第一に、「告知義務の自発的申告義務から保険者の質問に対する応答義務化」（第 2 条）である。

保険者からの質問に対し、不実告知をしないよう相当な注意を払うことを消費者の義務とし、この義務を従来の自発的申告義務に代替した {すなわち、消費者保険契約については、保険契約を最大善意の契約とする考え方を適用しないこととなる}。

第二に、保険会社の保険金支払が免除されるケースの限定、プロ・ラタ主義（軽微な告知義務違反の場合、正確な告知があった場合の保険会社の引受内容に基づいた、保険金の比例的削減）の導入（第 4 条、第 5 条、別表）である。

保険者の保険金支払が免除されるケースを「認定不実告知(qualifying misrepresentation)」の場合に限定し、具体的には消費者の保険契約への加入などの際、不実告知があり、その不実告知がなかった場合には、保険会社は保険契約を引き受けなかったことまたは保険会社は異なる条件で保険契約を引き受けたことを保険会社が証明した場合とした。

認定不実告知は、故意(deliberate)または重大な過失(reckless)の場合と、過失(careless)の場合に区分され、いずれも保険会社が立証責任を負う。

認定不実告知が故意または重大な過失である場合は、保険会社は保険契約を無効とし、保険金請求を拒絶することができ、支払われた保険料を返還する必要はない。

一方、認定不実告知が過失である場合は、つぎのとおりとする。

- ① 正確な告知が行われた場合、保険会社が契約を引き受けなかったであろう場合には、保険会社は保険契約を無効とし、保険金請求を拒絶することができるが、支払われた保険料を返還
- ② 正確な告知が行われた場合、保険会社が契約を条件付（保険料に関係する条件を除く）で引き受けたであろう場合には、契約は保険会社が条件を付した保険契約として取り扱う
- ③ 正確な告知が行われた場合、保険会社がより高額な割増保険料で保険契約を引き受けたであろう場合(保険料以外に条件が付されていたが否かを問わない)には、保険会社はつぎの保険金の比例的な削減(reduce proportionately)をすることができる

$$\frac{\text{実際に課された保険料}}{\text{より高額な割増保険料}} \times 100$$

第三に、告知事項のワランティへの変換の禁止（第 6 条）である。

消費者保険契約のいかなる条項や他のいかなる契約も、告知をワランティに変換することはできないとされた。

なお、第一の点と第二の点は片面的強行規定とされ、第三の点は任意規定（当事者の合意に委ねられる規定）とされた。

### 3 | 企業保険契約法の制定動向

企業保険契約（告知）法案 [Business Insurance (Disclosure and Representations) Bill] についても、2007年7月17日、2011年12月20日、2012年6月26日の3回の意見公募を経て、2013年中の議会上程が予定されている。

消費者保険契約(告知)法と異なり、すべて任意規定としての位置づけとなるが、法人である保険契約者についても、告知義務に関して保険契約者保護の観点からさまざまな規定が導入されることなどの意義は大きいものと考えられる。

さらに、今後別途保険金支払いの遅延に対する遅延利息の付与、被保険利益(英米法では他人の生命の生命保険について、日本のような被保険者の同意を求めるという方式ではなく、被保険利益が必要とされている)の考え方の整理などについて、消費者保険契約法および企業保険契約法双方の立法が予定されている。

### 4— おわりに

英国においては1906年海上保険法以来約100年ぶりとなる2012年消費者保険契約(告知)法制定に続き、2013年には企業保険契約(告知)法の議会上程が予定されている。

告知義務の申告義務から質問応答義務への変更については、わが国と同様の取扱いとなっているが、プロ・ラタ主義の導入については、わが国の保険法制定過程においても導入が検討されたものの、消費者サイドからのルールが複雑でわかりにくいとの意見や、告知のインセンティブ低下（正直に告知したことにより保険に加入できないケースに比べ、告知義務違反によって加入し、保険事故発生時に判明しても場合によっては保険金が一部支払われるケースが発生することは不平等）を懸念する声などがあり、採用されなかった。

一方、ワランティの規定はわが国の保険法にはなく、告知義務違反についての除斥期間の規定は英国保険法には存在しない等、大きく相違する点も見られるが、引き続き英国での保険法制定動向について注視していきたい。